

第 8 3 1 回 小浜市教育委員会

と き：令和 3 年 5 月 28 日（金）

午後 3 時 30 分～

ところ：小浜市役所 4 階 401 会議室

1. 会議録 第 8 3 0 回の承認

2. 報 告

報告第 8 号 諸般の報告 R3. 4. 30～R3. 5. 27

行事予定 R3. 5. 28～R3. 6. 30 (P1～P4)

【教育総務課】【生涯学習スポーツ課】

3. 議 案

議案第 1 5 号 令和 3 年度 6 月補正予算の要求について (P5～P6)

【教育総務課】【生涯学習スポーツ課】

議案第 1 6 号 令和 3 年度小浜市男女共同参画推進協議会委員の推薦について

(P7～P8) 【教育総務課】

議案第 1 7 号 小浜市児童福祉審議会委員の推薦について (P9～P11) 【教育総務課】

議案第 1 8 号 小浜市教育委員会会議規則の全部改正について (P12～P26)

【教育総務課】

4. 教育長報告

5. その他

議案第15号

令和3年度6月補正予算の要求について

令和3年度6月補正予算の要求について意見を求める。

令和3年5月28日 提出

小浜市教育委員会
教育長 窪田 光宏

令和3年度6月補正予算の概要

【教育総務課】

(単位:千円)

新規の別	事業名	予算額	事業の内容
○	ふるさとの魅力発信推進事業	400	県補助事業(新規事業)を活用した「ふるさと」をアピールするCMづくりに取り組む学校に対する補助金の増額補正 令和3年度実施予定校:口名田小学校、小浜第二中学校 補助率1/2(補助限度額1校あたり200千円)
	教育支援体制整備事業	807	新型コロナウイルス感染症対策として、児童生徒の下校後における学校施設の消毒作業を行う学校運営支援員を配置するために必要な人件費等の増額補正 ・配置予定校:小浜、雲浜、西津、中名田小学校

【生涯学習スポーツ課】

(単位:千円)

新規の別	事業名	予算額	事業の内容
	公民館施設維持補修費	3,842	新型コロナウイルス感染症対策としてトイレの様式化工事と手洗い自動水栓の修繕を行う。 ・小浜公民館トイレ洋式化工事 ・公民館トイレ手洗い自動水栓修繕
	図書館運営管理費	1,267	新型コロナウイルス感染症対策として必要な消耗品および施設修繕 ・トイレ消耗品(便座クリーナー、クリーナー液) ・トイレ修繕(ウォームレット、ウォッシュレット交換)

議案第16号

令和3年度小浜市男女共同参画推進協議会委員の推薦について

令和3年度小浜市男女共同参画推進協議会委員の推薦を求める。

令和3年5月28日 提出

小浜市教育委員会

教育長 窪田 光宏

議案第17号

小浜市児童福祉審議会委員の推薦について

小浜市児童福祉審議会委員の推薦を求める。

令和3年5月28日 提出

小浜市教育委員会
教育長 窪田 光宏

議案第18号

小浜市教育委員会会議規則の全部改正について

小浜市教育委員会会議規則の全部を改正する規則の制定について承認を求める。

令和3年5月28日 提出

小浜市教育委員会
教育長 窪田 光宏

小浜市教育委員会会議規則の全部を改正する規則

小浜市教育委員会会議規則（昭和27年教育委員会規則第2号）の全部を次のように改正する。

小浜市教育委員会会議規則の全部を改正する規則

（目的）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第16条の規定により、小浜市教育委員会（以下「委員会」という。）の会議その他議事の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、定例会および臨時会とする。

2 定例会は、毎月第3金曜日に開催する。ただし、教育長が必要と認めるときは、別の日に開催することができる。

3 臨時会は教育長が必要と認めるとき、または委員2名以上の者から書面で会議に付議すべき事項を示して請求があったときに招集する。

（会議の招集）

第3条 会議の招集は、教育長があらかじめ会議の日時および場所を委員に通知して行う。

2 教育長は、会議の招集を行ったときは、直ちに会議の日時および場所を告示しなければならない。

（会議の参集）

第4条 委員は、会議の指定時刻までに、指定場所に参集しなければならない。

2 委員は、会議に遅参し、または欠席しようとするときは、会議開会前までにその事由を具して教育長に届けなければならない。

（会議の順序）

第5条 会議の順序は、おおむね次の順序で行う。

（1）開会の宣告

- (2) 前会会議録の承認
- (3) 会議録署名人の指名
- (4) 諸般の報告および行事予定の報告
- (5) 議事等の審議
- (6) 教育長の報告
- (7) その他
- (8) 閉会の宣告

(議事日程)

第6条 教育長は、会議の日時、場所および会議に付すべき事項ならびにその順序を記載した議事日程を定め、委員に配布する。

(開会等の宣告)

第7条 会議の開会、休憩および閉会は、教育長がこれを宣告する。

(議事事項の宣告)

第8条 教育長は、会議に付すべき事項を宣告しなければならない。

(議事事項の趣旨説明)

第9条 会議に付された事項については、その発議者がまずその趣旨を説明しなければならない。

(委員の発言)

第10条 委員は、前条の説明が終わった後において、当該会議に付された事項について質疑し、意見を述べ、または討論することができる。この場合において、あらかじめ教育長の許可を受けなければならない。

2 委員が発言を求めたときは、その要求の順序に従って教育長がこれを許可する。

(動議の提出)

第11条 委員は、動議を提出することができる。

2 動議が提出されたときは、教育長は、会議に諮ってこれを議案としなければならない。

(採決)

第12条 会議に付された事項のうち、採決を要するものについては討論が終結した後、教育長が採決しなければならない。

2 採決は、教育長が委員に対し、問題について異議の有無を図る方法によって行う。

3 前項の規定にかかわらず、教育長は、必要と認めるときは、委員に対し1人ずつ賛否の意見を求める方法または、記名もしくは無記名投票の方法によって採決することができる。

(関係者の出席)

第13条 委員会はあると認めるときは、関係ある者の出席を求めることができる。

2 教育長は、その必要がない場合を除き、事務局職員を出席させるものとする。

(請願等の処理)

第14条 委員会に対して、請願または陳情しようとする者は、教育長の許可する時間内において事情を述べることができる。

(会議録)

第15条 会議録には、次の事項を記載する。

- (1) 開会、閉会等に関する事項
- (2) 出席した委員、教育長および事務局職員の氏名
- (3) 前号および傍聴人を除くほか、会議に出席した者の氏名
- (4) 議案等の大要
- (5) 議案となった動議および動議提出者の氏名
- (6) 教育長等の報告の要旨
- (7) その他教育長または委員会が必要と認めた事項

2 会議録には、教育長が指名する委員2人が署名しなければならない。

3 会議録は、教育長が事務局職員を指名して、これを作成させるものとする。

4 会議録は、公表するものとする。ただし、法第14条第7項ただし書の規定により会議を公開しないこととした内容については、公表しないものとする。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項

は、教育長が会議に諮って定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議 案 内 容 要 点

議案第18号 小浜市教育委員会会議規則の全部改正について

1) 改正理由

教育委員会会議の会議録を公表するためおよび、教育委員会会議の現状に沿った内容に改正を行うもの。

2) 内容

小浜市教育委員会会議規則（昭和27年教育委員会規則第2号）の全部を次のように改正する。

【改正後・現行比較】

改正後	現行
<p>小浜市教育委員会会議規則の全部を改正する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第16条の規定により、小浜市教育委員会（以下「委員会」という。）の会議その他議事の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会議)</p> <p>第2条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、定例会および臨時会とする。</p> <p>2 定例会は、毎月第3金曜日に開催する。ただ</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(委員の参会)</p> <p>第1条 委員は、会議時刻前会議場に参集し、備え付けてある出席簿に捺印しなければならない。</p> <p>第2条 委員は、病気その他の事由によつて参会できない場合は、会議時刻前にその事由を具して教育長に届け出なければならない。</p>

し、教育長が必要と認めたときは、別の日に開催することができる。

- 3 臨時会は教育長が必要と認めたとき、または委員2名以上の者から書面で会議に付議すべき事項を示して請求があったときに招集する。

(会議の招集)

第3条 会議の招集は、教育長があらかじめ会議の日時および場所を委員に通知して行う。

- 2 教育長は、会議の招集を行ったときは、直ちに会議の日時および場所を告示しなければならない。

(会議の参集)

第4条 委員は、会議の指定時刻までに、指定場所に参集しなければならない。

- 2 委員は、会議に遅参し、または欠席しようとするときは、会議開会前までにその事由を具して教育長に届けなければならない。

(会議の順序)

第5条 会議の順序は、おおむね次の順序で行う。

(席次の決定)

第3条 委員の席次は、あらかじめくじで定める。

- 2 補充委員は、前任者の席次とする。

(会議)

第4条 委員会の会議は、定例会および臨時会とする。

- 2 定例会は、毎月第3金曜日に開催する。ただし、教育長が必要と認めたときは、別の日に開催することができる。
- 3 臨時会は教育長が必要と認めたとき、または委員2人以上のものから書面で会議に付議すべき事件を示して請求があったとき招集する。

(会議の開会)

第5条 会議出席委員が定数に達したときは、教育長は、開会を宣告する。

- (1) 開会の宣告
- (2) 前会会議録の承認
- (3) 会議録署名人の指名
- (4) 諸般の報告および行事予定の報告
- (5) 議案等の審議
- (6) 教育長の報告
- (7) その他
- (8) 閉会の宣告

(議事日程)

第6条 教育長は、会議の日時、場所および会議に付すべき事項ならびにその順序を記載した議事日程を定め、委員に配布する。

(開会等の宣告)

第7条 会議の開会、休憩および閉会は、教育長がこれを宣告する。

(議事事項の宣告)

第8条 教育長は、会議に付すべき事項を宣告しなければならない。

- 2 教育長は、議事に入る前に諸般の報告をしなければならない。
- 3 閉会は、教育長が宣告する。

第2章 会期およびその延長

(会期の決定および方法)

第6条 会期は、教育長が定める。

- 2 教育長は、開会の際、委員に会期を告知しなければならない。

第7条 会期内に議案の審議が終了しないときまたは臨時急施を要する事件があるときその他特別の必要があるときは、教育長は会期を延長することができる。

- 2 前項の場合においては、教育長は直ちにこれを委員に告知しなければならない。

第3章 議事日程

(議事日程の作成)

第8条 教育長は、会議に付する事件、その順序および会議の時刻を定めて議事日程を作り委員に配布しなければならない。

(議事事項の趣旨説明)

第9条 会議に付された事項については、その発議者がまずその趣旨を説明しなければならない。

(委員の発言)

第10条 委員は、前条の説明が終わった後において、当該会議に付された事項について質疑し、意見を述べ、または討論することができる。この場合において、あらかじめ教育長の許可を受けなければならない。

2 委員が発言を求めたときは、その要求の順序に従って教育長がこれを許可する。

(動議の提出)

第11条 委員は、動議を提出することができる。

2 動議が提出されたときは、教育長は、会議に諮ってこれを議案としなければならない。

(採決)

第12条 会議に付された事項のうち、採決を要するものについては討論が終結した後、教育長が採決しなければならない。

2 採決は、教育長が委員に対し、問題について

第9条 議事日程に記載した事件がある場合でも他の緊急事件について動議を起すものがあるときまたは教育長自ら緊急事件と認めるときは、討議を用いずにはかり議事日程を変更することができる。

(会期の延長)

第10条 議事日程に記載してある事件の会議を開くことができなかつたときまたは日程中議了しないものがあるときは、教育長は更にその日程を定めなければならない。

第4章 議事

(特別委員の設定)

第11条 委員会において必要があると認めるときは、教育長は、委員の中から特別委員を設けることができる。

2 前項の特別委員は、2名以内とする。

(議案の朗読)

第12条 議事を開くときは、教育長は書記に議案を朗読させなければならない。ただし、教育長は、時宜により朗読を省略することができる。

異議の有無を図る方法によって行う。

3 前項の規定にかかわらず、教育長は、必要と認めるときは、委員に対し1人ずつ賛否の意見を求める方法または、記名もしくは無記名投票の方法によって採決することができる。

(関係者の出席)

第13条 委員会が必要があると認めるときは、関係ある者の出席を求めることができる。

2 教育長は、その必要がない場合を除き、事務局職員を出席させるものとする。

(請願等の処理)

第14条 委員会に対して、請願または陳情しようとする者は、教育長の許可する時間内において事情を述べることができる。

(会議録)

第15条 会議録には、次の事項を記載する。

- (1) 開会、閉会等に関する事項
- (3) 出席した委員、教育長および事務局職員の氏名
- (4) 前号および傍聴人を除くほか、会議に出席した者の氏名
- (5) 議案等の大要
- (6) 議案となった動議および動議提出者の氏名
- (7) 教育長等の報告の要旨

(発言の方法)

第13条 委員が発言しようとするときは、「教育長」と呼び自己の姓を告げ教育長が反呼した後でなければ発言することができない。

2 事務局職員が発言しようとする場合も同様とする。

第14条 委員2人以上が同時に発言を求めたときは、教育長の指定するところによる。

第15条 1委員の発言が終らぬ間は、他の委員は発言することはできない。

(8) その他教育長または委員会が必要と認めた事項

- 2 会議録には、教育長が指名する委員2人が署名しなければならない。
- 3 会議録は、教育長が事務局職員を指名して、これを作成させるものとする。
- 4 会議録は、公表するものとする。ただし、法第14条第7項ただし書の規定により会議を公開しないこととした内容については、公表しないものとする。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、教育長が会議に諮って定めるものとする。

第16条 討論は、議題外にわたることができない。

第17条 発言者が未だ尽きない場合でも討論終結の動議を提出し、2人以上の賛成者があるときは討論を用いず会議の議決によつてこれを決することができる。

第18条 教育長自ら討論に加わろうとするときは、議席につき教育長の代理に教育長席を譲らなければならない。

2 前項の場合において、教育長は、その問題の表決が終るまで教育長席に復することができない。

(表決)

第19条 表決の際、議席にいない委員は、表決に加わることはできない。

第20条 議席にいる委員は、表決の数に入ることを拒むことができない。

第21条 教育長が表決を採るときは、表決しようとする問題を会議に宣告しなければならない。

2 前項の宣告後は、委員はその議題について発言することができない。

第22条 教育長が表決を採るときは、問題を可とするものを挙手または起立させて書記に委員を点呼させその結果を宣告する。

2 前項の結果に疑があると認めるときまたは委員において教育長の宣告に対し異議を申し立て2人以上の賛成者があるときは、教育長は改めて無記名投票をもつて表決を採らなければならない。

第23条 教育長が必要と認めるときまたは委員2人以上の要求があるときは、挙手または起立の方法を用いず無記名投票で表決を採らなければならない。

第24条 すべて投票に記載する要件は、教育長が定める。

第25条 教育長は、委員2名以上立会の上、投票を点検しその結果を宣告しなければならない。

第26条 同一の議題について数種の修正案があるときは、教育長がその表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先にする。

第27条 修正案のすべてを否決したときは、原案について決を採らなければならない。

第28条 教育長が議事に付するものを宣告した後発言を求める者がいないときは、教育長は委員の発言を促し、なお、発言がないときは全会異議がないものとして原案に決することができる。

第29条 選挙を行うときは、教育長は書記に一定の投票用紙を配布させなければならない。

第30条 教育長は、委員2名以上立会の上、投票を点検しその結果を報告しなければならない。

第5章 会議録

(会議録の記載)

第31条 会議録には、次の事項を記載する。

- (1)開会、閉会についての事項および年月日等
- (2)会議中止、散会についての事項および年月日
- (3)出席した委員および事務局職員の氏名
- (4)会議に付した議案の題目
- (5)議題となつた動議および動議提出者の氏名
- (6)議決の事件
- (7)表決の方法および可否の数
- (8)選挙のてん末
- (9)教育長の報告

(10)その他教育長または委員会が必要と認めた事項

(会議録の承認および署名)

第32条 会議録は次回の委員会において朗読し、委員会の承認を得なければならない。

第33条 会議録署名委員は2名とし、毎回選挙する。ただし、会議の議決によつて教育長が指名することができる。

(議場内の秩序維持)

第34条 議場に入る者は、外套、傘、杖、帽子の類をつけることはできない。ただし、病気その他の事由によつて教育長の許可を得た場合はこの限りではない。

第35条 会議中は、私語してはならない。

第36条 会議中は、騒いで他の者の発言または朗読を妨げてはならない。

第37条 委員は、会議中は教育長の許可を得なければ議席を離れることはできない。

第6章 罰則

(その他)

第38条 教育委員会に関する法令またはこの規則に違背したと認められる委員に対しては、教育長または委員2名以上の要求によつて議決をもつて次の懲罰を科することができる。

(1)公開の議場における戒告

(2)公開の議場における陳謝

(3)一定期間の出席停止

第39条 前条の議決があつたときは、教育長はその旨を直ちにその委員に通知しなければならない。

3) 附則

施行日／公布の日から施行する。